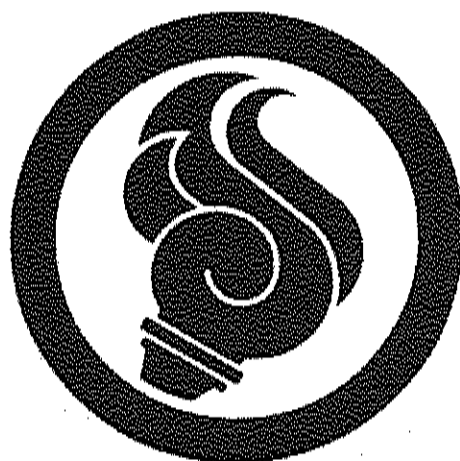


第 7 9 回国民体育大会

滋賀県開催準備委員会

設立総会・第 1 回総会



平成 25 年 10 月 31 日(木)

大津プリンスホテル

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 設立総会・第1回総会 次第

日 時：平成25年10月31日(木) 14:00～15:00

場 所：大津フ・リンスホテル コンベンションホール「淡海」2階

【設立総会】

1 開 会

2 国歌斉唱

3 あいさつ

滋賀県知事

嘉田 由紀子

滋賀県議会議長

宇賀 武

公益財団法人滋賀県体育協会会長

河本 英典

4 説明事項

国民体育大会の概要

第79回国民体育大会開催準備経過

第79回国民体育大会開催全体スケジュール

5 議 題

- ・第1号議案
- ・第2号議案
- ・第3号議案

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立趣旨(案)

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則(案)

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会役員(案)

6 閉 会

【第1回総会】

1 開 会

2 議 題

- ・第1号議案
- ・第2号議案
- ・第3号議案
- ・第4号議案
- ・第5号議案

第79回国民体育大会開催基本方針(案)

平成25年度事業計画(案)

平成25年度収支予算(案)

総会から常任委員会への委任事項(案)

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会子ども・若者
参画特別委員会設置規程(案)

3 閉 会

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 設立総会・第1回総会 資料目次

【設立総会】

	ページ
○ 国民体育大会の概要	1
○ 第79回国民体育大会開催準備経過	2
○ 第79回国民体育大会開催全体スケジュール	3
(第1号議案)	
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立趣旨(案)	4
(第2号議案)	
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則(案)	5
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会組織図(案)	10
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会名簿(会長・委員)	11
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会名簿(顧問・参与)	18
(第3号議案)	
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会役員(案)	20
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会(総会・常任委員会)構成(案)	23

【第1回総会】

(第1号議案)	
○ 第79回国民体育大会開催基本方針(案)	25

(第2号議案)	
○ 平成25年度事業計画(案)	27
(第3号議案)	
○ 平成25年度収支予算(案)	28
(第4号議案)	
○ 総会から常任委員会への委任事項(案)	29
(第5号議案)	
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会子ども・若者参画 特別委員会設置規程(案)	30

<参考資料>

○ 国体検討懇話会 検討結果報告書のあらまし	31
○ 国民体育大会開催(予定)地	33
○ 国民体育大会における滋賀県の順位(天皇杯・皇后杯)	34
○ 第36回国民体育大会(びわこ国体)の概要	35
○ 国民体育大会開催基準要項	36
○ 国民体育大会における実施競技区分の概念図	49
○ 全国障害者スポーツ大会の概要	50

設 立 総 会

国民体育大会の概要

1 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

3 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

4 開催時期・会期

9月中旬～10月中旬の11日間以内

※ 大会の会期は、開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

5 実施予定競技

実施競技は4年毎に見直されており、滋賀県で開催する第79回国民体育大会における実施競技については選定されていない。

※ 第78回大会～第81回大会の実施競技の選定は、平成27年度に発表される見込み。

【参考】第74回大会(平成31年)～第77回(平成34年)大会の実施競技（冬季大会を除く）

＜正式競技＞（37競技）（毎年実施競技36競技、隔年実施競技1競技）

●毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

●隔年実施競技（1競技）

銃剣道またはクレール射撃

＜特別競技＞（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

＜公開競技＞（5競技）

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

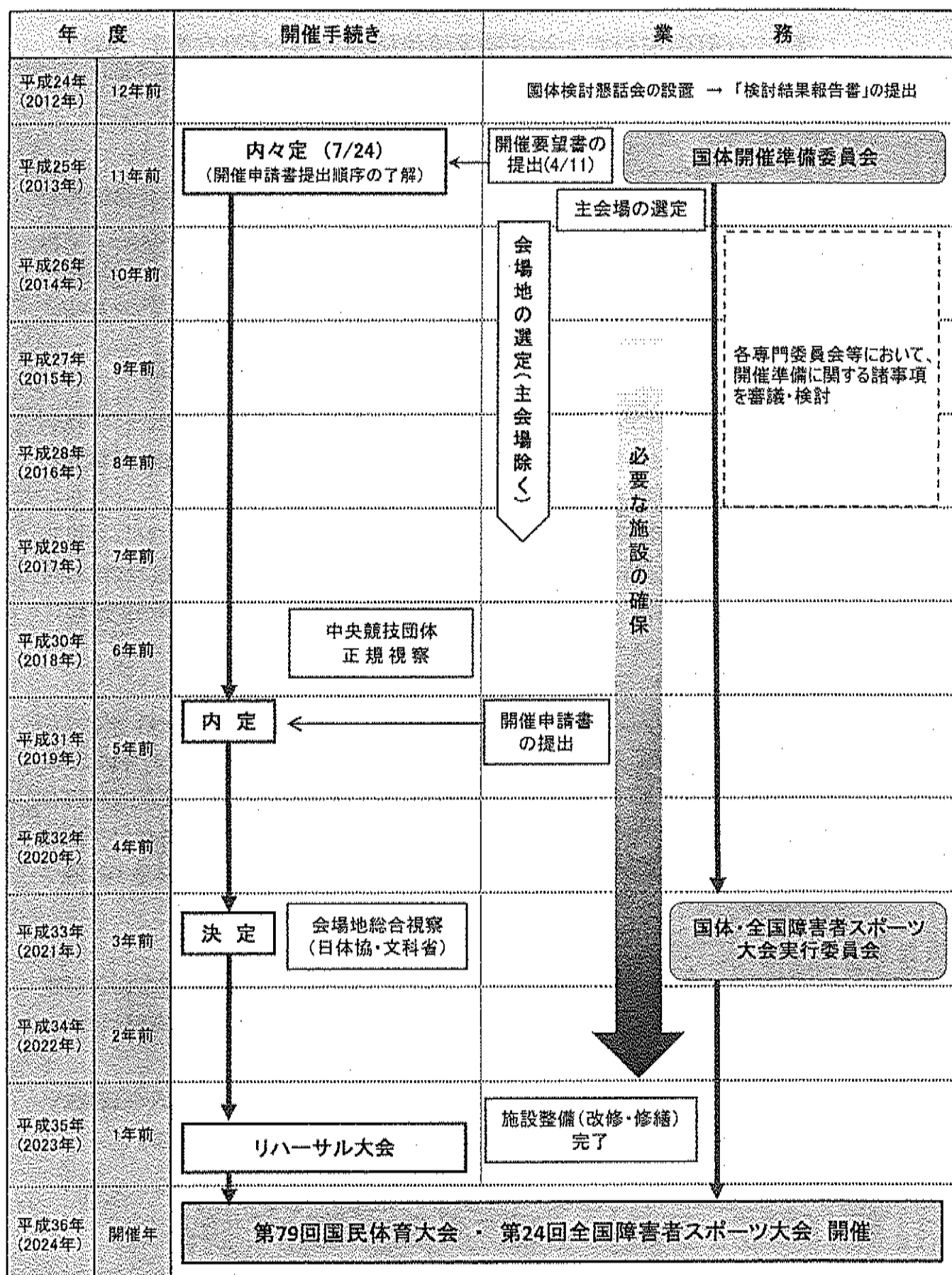
＜デモンストレーションスポーツ＞（開催県民を対象）

（例）バウンドテニス、少林寺拳法、オリエンテーリング、ダンススポーツ等

第 7 9 回国民体育大会 開催準備経過

年 月 日	内 容
平成24年 5月16日 ～ 12月18日	「滋賀らしい国体」のあり方を検討するため、県に外部有識者、公募委員等による「国体検討懇話会」を設置し、4回の会議を開催。
平成25年 1月 7日	「国体検討懇話会」座長（飯田稔 びわこ成蹊スポーツ大学学長）から、知事および県教育委員会に検討結果報告書の提出。
2月14日	知事が県議会（平成25年2月定例会）の提案説明において、第79回国民体育大会を招致したい旨を表明。
3月19日	県教育委員会（平成25年3月定例会）において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決。
3月22日	県議会（平成25年2月定例会）において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決。
3月26日	公益財団法人滋賀県体育協会の理事会において、「第79回国民体育大会の招致」について決議。
4月 1日	県教育委員会事務局スポーツ健康課内に「国体準備室」を設置。
4月11日	知事、県教育委員会および公益財団法人滋賀県体育協会会長から、文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会長に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出。
7月24日	公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）。

第79回国民体育大会 開催全体スケジュール



第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立趣旨（案）

設立趣旨

第79回国民体育大会の招致については、県議会をはじめ、公益財団法人滋賀県体育協会等のスポーツ関係団体、その他関係各位の御尽力により、平成25年7月、公益財団法人日本体育協会から開催申請書提出順序の了解通知（内々定）を受け、平成36年の本県開催が事実上の決定をみたところであります。

国民体育大会は、昭和21年の第1回大会以来、わが国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るなど、明るく豊かな国民生活の発展に寄与してきました。

滋賀県では、昭和56年に「水と緑にあふれる若さ」をスローガンに、第36回国民体育大会「びわこ国体」を開催し、この大会の成功は県民に自信と誇りを与えるとともに、本県スポーツの振興はもとより、その後の県勢発展にも大きく貢献してまいりました。

以来43年ぶりとなる本県での国民体育大会開催は、スポーツを通して人びとに夢と感動を与え、県民の一体感を醸成することにつながるとともに、次世代を担う人育てはもとより、健康、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現や、真心通い合う郷土づくりに寄与するものと確信しております。

この国民体育大会を成功させるためには、関係機関・団体、市町および県が一丸となって、県民の英知を結集し、滋賀の総力をあげて開催準備に取り組む必要があります。

よって、ここに各分野の代表者の参画を得て、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 開催準備委員会は、平成36年（2024年）の第79回国民体育大会（以下「大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 開催準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 大会における実施競技および会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第2章 組織

（組織）

第4条 開催準備委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県および市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他大会開催準備に関係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 開催準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

（役員を選任）

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、開催準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、開催準備委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から開催準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 開催準備委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、開催準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 顧問および参与は、無報酬とする。

6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 開催準備委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他開催準備委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 8 前条第5項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または

委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 開催準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 開催準備委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第18条 開催準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 開催準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 開催準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 開催準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、開催準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 開催準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

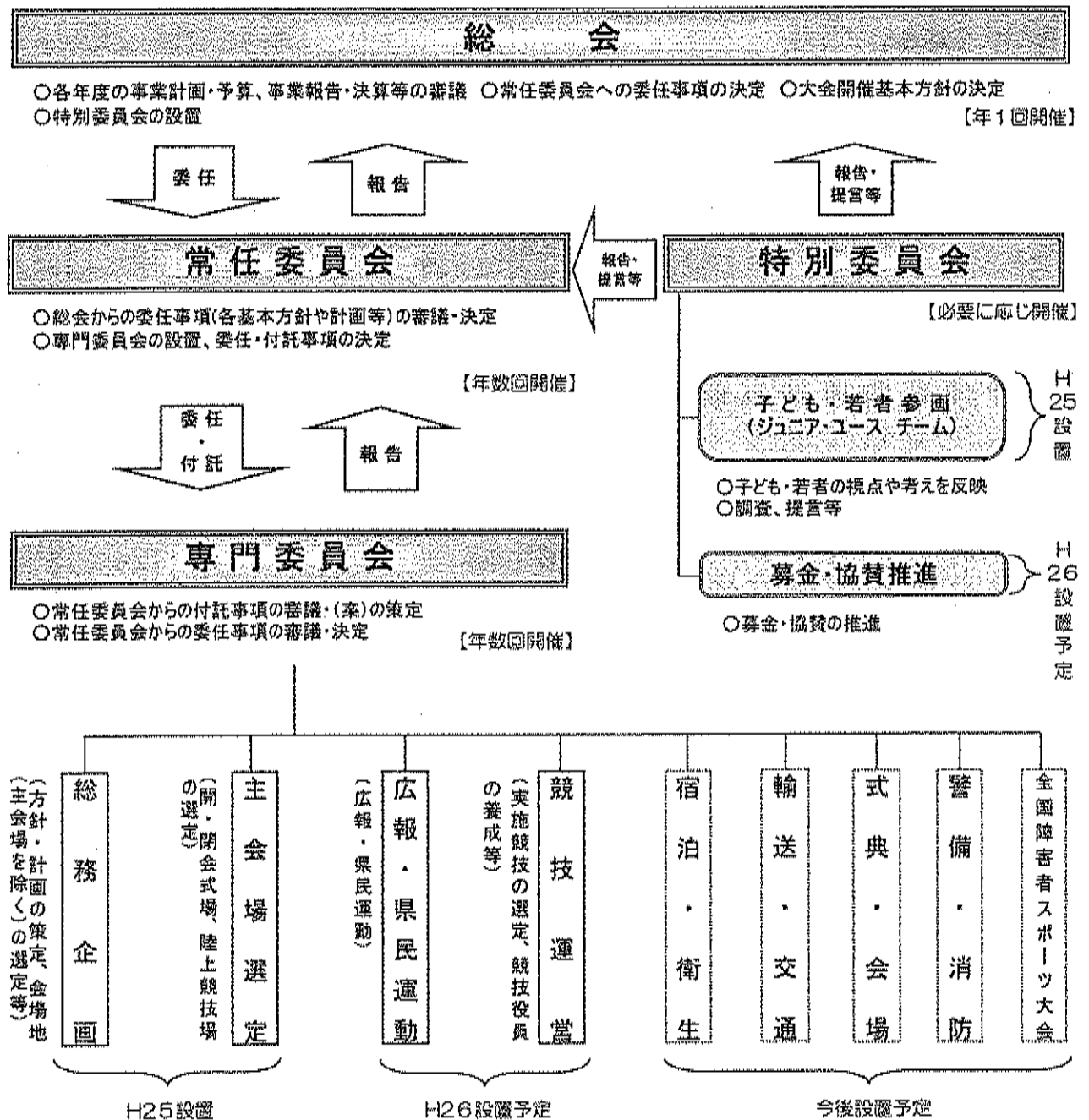
2 開催準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年 月 日から施行する。
- 2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成26年3月31日までとする。

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会組織図（案）

（事務局：県教育委員会事務局スポーツ健康課国体準備室）



総 会	会長(知事)、副会長(総会において委員のうちから選任)、顧問(県選出国會議員)、参与(県議會議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、委員(県議會議長、副知事、県体育協会会長、県教育委員会委員長、各市町長、各市町議會議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県教育長、県警本部長 等)、監事(総会の承認を得て会長が委嘱)
常任委員会	委員長(会長)、副委員長(副会長)、常任委員(総会において委員のうちから選任)
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済界等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会名簿（会長・委員）

（敬称略）

【会長】1名

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
県関係	滋賀県知事	嘉田 由紀子

【委員】243名

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議長	宇賀 武
	滋賀県議会副議長	山田 和廣
	滋賀県議会文教・警察常任委員会委員長	川島 隆二
	滋賀県議会文教・警察常任委員会副委員長	山本 正
	滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会委員長	高木 健三
	滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会副委員長	井阪 尚司
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟代表	辻村 克
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟副代表	九里 学
県関係	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	滋賀県教育委員会委員長	藤田 義嗣
	滋賀県知事公室長	東 清僧
	滋賀県総合政策部長	北川 正雄
	滋賀県総務部長	北村 朋生
	滋賀県琵琶湖環境部長	堺井 拡
	滋賀県健康福祉部長	那須 安徳
	滋賀県商工観光労働部長	羽泉 博史
	滋賀県農政水産部長	青木 洋
	滋賀県土木交通部長	美濃部 博
	滋賀県教育長	河原 恵
	滋賀県警察本部長	山本 仁
	滋賀県防災危機管理監	小笠原 俊明
	滋賀県東京事務所長	上山 哲夫
	滋賀県企業庁長	南 史朗
	滋賀県病院事業庁長職務代理者	多胡 豊章
	滋賀県議会事務局長	安田 全男
	滋賀県監査委員事務局長	門脇 宏
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	田畑 泉
市町関係	滋賀県市長会会長	富士谷 英正
	滋賀県町村会会長	村西 俊雄
	大津市長	越 直美

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
(市町関係)	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	草津市長	橋川 渉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	中嶋 武嗣
	野洲市長	山仲 善彰
	湖南市長	谷畑 英吾
	高島市長	福井 正明
	東近江市長	小椋 正清
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	竹山 秀雄
	豊郷町長	伊藤 定勉
	甲良町長	北川 豊昭
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長	山田 喜一朗
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長	久木 憲治
	滋賀県都市教育長会会長	山本 佳洋
	滋賀県町村教育長会会長	岡谷 ふさ子
市町議会 関係	滋賀県市議会議長会会長	高橋 健二
	滋賀県町村議会議長会会長	堀 常一
	彦根市議会議長	谷口 典隆
	長浜市議会議長	土田 良夫
	近江八幡市議会議長	善住 昌弘
	草津市議会議長	中島 一廣
	守山市議会議長	中野 隆三
	栗東市議会議長	藤田 啓仁
	甲賀市議会議長	村山 庄衛
	野洲市議会議長	三和 郁子
	湖南市議会議長	森 淳
	高島市議会議長	清水 日出夫
	東近江市議会議長	川南 博司
	米原市議会議長	的場 收治
	日野町議会議長	杉浦 和人
	竜王町議会議長	蔵口 嘉寿男
	愛荘町議会議長	本田 秀樹

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
(市町議会 関係)	甲良町議会議長	建部 孝夫
	多賀町議会議長	土田 一善
国関係	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	小林 久詩
	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長	日野 雅仁
	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	塚原 隆夫
	自衛隊滋賀地方協力本部長	坂部 誠
スポーツ 関係	公益財団法人滋賀県体育協会会長	河本 英典
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	東 芳生
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	河上 ひとみ
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	橋本 俊和
	公益財団法人滋賀県体育協会理事長	中嶋 良立
	大津市体育協会会長	北林 肇
	彦根市体育協会会長	中村 善一郎
	長浜市体育協会会長	有木 重夫
	近江八幡市体育協会会長	小西 眞
	一般社団法人草津市体育協会会長	山田 和廣
	守山市体育協会会長	岩佐 弘明
	公益財団法人栗東市体育協会会長	北野 一郎
	甲賀市体育協会会長	木村 清衣衛
	野洲市体育協会会長	山本 博一
	湖南市体育協会会長	伊地智 良雄
	高島市体育協会会長	市川 清
	東近江市体育協会会長	中村 功一
	米原市体育協会会長	大澤 勉
	蒲生郡体育協会会長	藤澤 直広
	愛知郡体育協会会長	宇野 久七郎
	犬上郡体育協会会長	伊藤 定勉
	滋賀県小学校体育連盟会長	小西 春治
	滋賀県中学校体育連盟会長	廣瀬 淳一
	滋賀県高等学校体育連盟会長	勝見 直樹
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	伊藤 紀子
	滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	大原 克彦
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	嘉田 由紀子
	滋賀県スポーツ少年団本部長	中嶋 良立
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県スポーツ指導者協議会会長	清水 繁応

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
(スポーツ 関係)	滋賀県企業スポーツ振興協議会会長	大道 良夫
	一般財団法人滋賀陸上競技協会会長	奥村 展三
	滋賀県水泳連盟会長	河原田 隆
	公益社団法人滋賀県サッカー協会会長	松田 保
	滋賀県スキー連盟会長	川村 正
	滋賀県テニス協会会長	有村 國宏
	滋賀県ボート協会会長	奥村 功
	滋賀県ホッケー協会会長	辻村 克
	滋賀県アマチュアボクシング連盟会長	稲田 庄太朗
	滋賀県バレーボール協会会長	大辻 芳彦
	滋賀県体操協会会長	宇野 治
	滋賀県バスケットボール協会会長	須田 克己
	滋賀県スケート連盟会長	吉永 裕
	滋賀県レスリング協会会長	奥村 展三
	特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟会長	江口 恒信
	滋賀県ウエイトリフティング協会会長	米田 久男
	滋賀県ハンドボール協会会長	清水 哲哉
	滋賀県自転車競技連盟会長	田中 廣光
	滋賀県ソフトテニス連盟会長	宇野 治
	滋賀県卓球協会会長	清水 忠和
	滋賀県軟式野球連盟会長	奥村 展三
	滋賀県相撲連盟会長	井原 賢二
	滋賀県乗馬連盟会長	田所 勝己
	滋賀県柔道連盟会長	河本 英典
	滋賀県ソフトボール協会会長	出原 逸三
	滋賀県フェンシング協会会長	深尾 宗孝
	滋賀県バドミントン協会会長	澤 長壽
	滋賀県弓道連盟会長	中野 秀也
	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会会長	志村 市郎
	一般財団法人滋賀県剣道連盟会長	小林 隆彰
	滋賀県山岳連盟会長	伊藤 克己
	滋賀県ラグビーフットボール協会会長	岩佐 弘明
	滋賀県カヌー協会会長	西澤 久夫
	滋賀県アーチェリー協会会長	宇野 太佳司
	滋賀県空手道連盟会長	佐藤 健司
	滋賀県銃剣道連盟会長	富永 誠
	滋賀県クレー射撃協会会長	片岡 勝哉

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
(スポーツ 関係)	滋賀県なぎなた連盟会長	中西 美登里
	滋賀県ボウリング連盟会長	北林 肇
	滋賀県高等学校野球連盟会長	横木 勝
	滋賀県アイスホッケー連盟会長	岩永 峯一
	滋賀県ゴルフ連盟会長	平田 昭三
	滋賀県トライアスロン協会会長	田島 一成
学校関係	滋賀県私立幼稚園協会会長	奈良 馨夫
	滋賀県国公立幼稚園長会会長	遠藤 喜美子
	滋賀県小学校長会会長	野澤 剛
	滋賀県中学校長会会長	片山 義教
	滋賀県高等学校長協会会長	善住 喜太郎
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	藤澤 俊樹
	滋賀県特別支援学校長会会長	富永 善隆
	滋賀県専修学校各種学校連合会会長	外池 和彦
	国立大学法人滋賀大学学長	佐和 隆光
	国立大学法人滋賀医科大学学長	馬場 忠雄
	公立大学法人滋賀県立大学理事長・滋賀県立大学学長	大田 啓一
	学校法人龍谷大学専務理事・龍谷大学学長	赤松 徹眞
	学校法人立命館総長・立命館大学学長	川口 清史
	学校法人京都成安学園理事・成安造形大学学長	牛尾 郁夫
	学校法人聖泉学園理事・聖泉大学学長	筒井 裕子
	学校法人関西文理総合学園理事・長浜バイオ大学学長	三輪 正直
	学校法人大阪成蹊学園理事・びわこ成蹊スポーツ大学学長	飯田 稔
	学校法人滋賀学園理事・びわこ学院大学学長	豊田 一成
	学校法人松翠学園理事長・滋賀文教短期大学学長	松本 博文
	学校法人純美禮学園理事・滋賀短期大学学長	佐藤 尚武
産業・経済 関係	滋賀経済団体連合会会長	高田 紘一
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	川瀬 重雄
	滋賀県中小企業団体中央会会長	宮川 孝昭
	滋賀経済同友会代表幹事	山田 督
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	坂口 康一
	公益社団法人びわこビジターズビューロー会長	高田 紘一
	日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	山田 清
	滋賀県労働組合総連合議長	瀧上 正昭
	滋賀県農業協同組合中央会会長	万木 敏昭
	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	鳥塚 五十三

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
(産業・経済 関係)	滋賀県森林組合連合会代表理事会長	松山 正己
	滋賀県生活協同組合連合会会長	大塚 光子
	一般社団法人滋賀県建設産業団体連合会会長	辻野 宜昭
	一般社団法人滋賀県銀行協会会長	大道 良夫
	滋賀県信用金庫協会会長	西島 喜紹
	滋賀県信用組合協会会長	吉田 守
	関西電力株式会社執行役員滋賀支店長	櫛 真夏
	大阪ガス株式会社滋賀地区支配人	田中 暢太佳
	一般社団法人滋賀県LPガス協会会長	青山 金吾
通信・運輸 ・交通関係	西日本電信電話株式会社滋賀支店長	上田 一志
	株式会社NTTドコモ関西支社滋賀支店長	野田 隆弘
	KDDI株式会社理事 関西総支社長兼四国総支社長	長尾 毅
	ソフトバンクモバイル株式会社総務本部地域総務部長	藤岡 郁朗
	西日本旅客鉄道株式会社執行役員近畿統括本部京都支社長	蔵原 潮
	近江鉄道株式会社代表取締役社長	中村 隆司
	京阪電気鉄道株式会社執行役員大津鉄道部長	尼田 賢光
	信楽高原鐵道株式会社代表取締役社長	正木 仙治郎
	西日本高速道路株式会社執行役員関西支社長	芝村 善治
	中日本高速道路株式会社執行役員名古屋支社長	太田 睦男
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	中村 隆司
	一般社団法人滋賀県タクシー協会会長	田畑 太郎
	一般社団法人滋賀県トラック協会会長	岡田 博
	滋賀県旅客船協会会長	中井 保
	公益財団法人滋賀県交通安全協会会長	杉野 界幸
医療・福祉 関係	一般社団法人滋賀県医師会会長	笠原 吉孝
	一般社団法人滋賀県歯科医師会会長	芦田 欣一
	一般社団法人滋賀県薬剤師会会長	増田 豊
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	石橋 美年子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	廣瀬 邦彦
	滋賀県スポーツ医会会長	高橋 正行
	日本赤十字社滋賀県支部長	嘉田 由紀子
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会会長	中村 裕次
	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会理事長	尾畑 聡英
	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長	崎山 美智子
	一般社団法人滋賀県保育協議会会長	中西 健
	滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長	井上 喜代子

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
宿泊・衛生 ・観光関係	一般社団法人滋賀県旅行業協会会長	中河 茂
	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	佐藤 良治
	一般社団法人滋賀県食品衛生協会会長	松居 文男
	公益社団法人滋賀県栄養士会会長	小澤 恵子
	一般社団法人滋賀県調理師会会長	本間 林藏
警備・消防 関係	公益財団法人滋賀県消防協会会長	植田 和生
	一般社団法人滋賀県警備業協会会長	遠藤 孝廣
社会・文化 ・環境関係	滋賀県私立幼稚園PTA連合会会長	宇野 三奈子
	滋賀県PTA連絡協議会会長	松浦 洋子
	滋賀県公立高等学校PTA連合会会長	藤居 敏
	滋賀県私立中学高等学校保護者会連合会会長	川森 勇次
	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長	岡田 章悟
	滋賀県地域女性団体連合会会長	中野 璋代
	公益財団法人滋賀県文化振興事業団会長	田口 宇一郎
	公益財団法人滋賀県文化財保護協会理事長	森口 聖
	公益財団法人淡海文化振興財団理事長	山田 督
	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会会長	山本 勇作
	滋賀県青年団体連合会会長	藤原 麻美
	滋賀県青少年育成県民会議会長	井深 信男
	滋賀県子ども会連合会会長	安部 侃
	日本ボーイスカウト滋賀連盟長	嘉田 由紀子
	一般社団法人ガールスカウト滋賀県連盟長	上阪 よう子
	公益財団法人滋賀県緑化推進会理事長	山田 督
	一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク会長	土屋 正春
	公益財団法人淡海環境保全財団理事長	力石 伸夫
	滋賀県公民館連絡協議会会長	岩脇 広治
	公益財団法人滋賀県国際協会会長	高田 紘一
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	清水 智弘

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会名簿（顧問・参与）

（敬称略）

【顧問】8名

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
国会議員	衆議院議員	大岡 敏孝
	衆議院議員	上野 賢一郎
	衆議院議員	武村 展英
	衆議院議員	武藤 貴也
	衆議院議員	三日月 大造
	衆議院議員	岩永 裕貴
	参議院議員	林 久美子
	参議院議員	二之湯 武史

【参与】60名

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議員	青木 甚浩
	滋賀県議会議員	赤堀 義次
	滋賀県議会議員	有村 國俊
	滋賀県議会議員	石田 祐介
	滋賀県議会議員	今江 政彦
	滋賀県議会議員	岩佐 弘明
	滋賀県議会議員	宇野 太佳司
	滋賀県議会議員	梅村 正
	滋賀県議会議員	江畑 弥八郎
	滋賀県議会議員	大井 豊
	滋賀県議会議員	大野 和三郎
	滋賀県議会議員	大橋 通伸
	滋賀県議会議員	奥村 芳正
	滋賀県議会議員	粉川 清美
	滋賀県議会議員	小寺 裕雄
	滋賀県議会議員	駒井 千代
	滋賀県議会議員	佐藤 健司
	滋賀県議会議員	佐野 高典
	滋賀県議会議員	沢田 亨子
	滋賀県議会議員	柴田 智恵美
	滋賀県議会議員	清水 鉄次
	滋賀県議会議員	谷 康彦
	滋賀県議会議員	薦田 恵子

区 分	機関・団体名および役職	氏 名
(県議会 関係)	滋賀県議会議員	富波 義明
	滋賀県議会議員	富田 博明
	滋賀県議会議員	中沢 啓子
	滋賀県議会議員	成田 政隆
	滋賀県議会議員	西川 勝彦
	滋賀県議会議員	西村 久子
	滋賀県議会議員	野田 藤雄
	滋賀県議会議員	細江 正人
	滋賀県議会議員	三浦 治雄
	滋賀県議会議員	目片 信悟
	滋賀県議会議員	木沢 成人
	滋賀県議会議員	山田 実
	滋賀県議会議員	山本 進一
	滋賀県議会議員	家森 茂樹
	滋賀県議会議員	吉田 清一
県関係	滋賀県教育委員会委員	土井 真一
	滋賀県教育委員会委員	河上 ひとみ
	滋賀県教育委員会委員	佐藤 祐子
	滋賀県教育委員会委員	宇野 正章
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局長	三宅 貴江
	株式会社毎日新聞社大津支局長	森野 茂生
	株式会社読売新聞社大阪本社大津支局長	山畑 洋二
	株式会社産業経済新聞社大津支局長	大野 主税
	株式会社中日新聞社大津支局長	山本 博之
	株式会社京都新聞社滋賀本社代表	柳原 弘行
	株式会社日本経済新聞社大津支局長	蓮田 善郎
	一般社団法人共同通信社大津支局長	矢野 裕
	株式会社時事通信社大津支局長	藤田 敏伸
	日本放送協会大津放送局長	辻田 和則
	株式会社京都放送滋賀支社長	松江 仁
	びわ湖放送株式会社取締役放送本部長兼報道制作局長	大杉 成聖
	有限会社近江新聞社代表取締役社長	村田 洵一
	近江毎夕新聞社代表	堤 泰二
	株式会社S I N代表取締役社長	平田 耕三
	株式会社滋賀報知新聞社代表取締役社長	富田 正敏
	滋賀夕刊新聞社代表	押谷 洋司
	新日野新聞社代表	河岸 淳

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 役員（案）

（敬称略）

役職名	機関・団体名および役職	氏 名
会 長	滋賀県知事	嘉田 由紀子
副 会 長	滋賀県議会議長	宇賀 武
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	公益財団法人滋賀県体育協会会長	河本 英典
	滋賀県教育委員会委員長	藤田 義嗣
	滋賀県市長会会長	富士谷 英正
	滋賀県町村会会長	村西 俊雄
	滋賀経済団体連合会会長	高田 紘一
常任委員	滋賀県議会副議長	山田 和廣
	滋賀県議会文教・警察常任委員会委員長	川島 隆二
	滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会委員長	高木 健三
	滋賀県知事公室長	東 清信
	滋賀県総合政策部長	北川 正雄
	滋賀県総務部長	北村 朋生
	滋賀県琵琶湖環境部長	堺井 拡
	滋賀県健康福祉部長	那須 安穂
	滋賀県商工観光労働部長	羽泉 博史
	滋賀県農政水産部長	青木 洋
	滋賀県土木交通部長	美濃部 博
	滋賀県教育長	河原 恵
	滋賀県警察本部長	山本 仁
	滋賀県防災危機管理監	小笠原 俊明
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	田畑 泉
	大津市長	越 直美
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	草津市長	橋川 渉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	中嶋 武嗣
	野洲市長	山仲 善彰
	湖南市長	谷畑 英吾

役職名	機関・団体名および役職	氏 名
(常任委員)	高島市長	福井 正明
	東近江市長	小椋 正清
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	竹山 秀雄
	豊郷町長	伊藤 定勉
	甲良町長	北川 豊昭
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長	山田 喜一朗
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長	久木 憲治
	滋賀県都市教育長会会長	山本 佳洋
	滋賀県町村教育長会会長	岡谷 ふさ子
	滋賀県市議会議長会会長	高橋 健二
	滋賀県町村議会議長会会長	堀 常一
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	東 芳生
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	河上 ひとみ
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	橋本 俊和
	公益財団法人滋賀県体育協会理事長	中嶋 良立
	滋賀県小学校体育連盟会長	小西 春治
	滋賀県中学校体育連盟会長	廣瀬 淳一
	滋賀県高等学校体育連盟会長	勝見 直樹
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	伊藤 紀子
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	嘉田 由紀子
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県小学校長会会長	野澤 剛
	滋賀県中学校長会会長	片山 義教
	滋賀県高等学校長協会会長	善住 喜太郎
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	藤澤 俊樹
	滋賀県特別支援学校長会会長	富永 善隆
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	川瀬 重雄
	滋賀県中小企業団体中央会会長	宮川 孝昭
	滋賀経済同友会代表幹事	山田 督
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	坂口 康一
	公益社団法人びわこビジターズビューロー会長	高田 紘一

役職名	機関・団体名および役職	氏 名
(常任委員)	一般社団法人滋賀県バス協会会長	中村 隆司
	一般社団法人滋賀県医師会会長	笠原 吉孝
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	石橋 美年子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	廣瀬 邦彦
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会長	中野 璋代
	滋賀県青年団体連合会会長	藤原 麻美
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	清水 智弘
監 事	滋賀県会計管理者(兼会計管理局長)	谷口 孝男
	近江八幡市会計管理者(兼会計課長)	岡田 ひで子
	愛荘町会計管理者	辻 善嗣

第 1 回 総 会

第79回国民体育大会開催基本方針（案）

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成36年(2024年)に開催する第79回国民体育大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

この大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図ります。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする国体

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、

滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

この大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない国体

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に使用できる施設としての整備を目指します。

平成25年度事業計画（案）

第79回国民体育大会の開催に向け、必要な準備を進める。

1 平成25年度の主な事業概要

- (1) 各種基本方針および基準の策定に関すること。
- (2) 主会場の選定に関すること。
- (3) その他開催準備に関すること。

2 会議の開催

(1) 総会

設立総会・第1回総会

日時：平成25年10月31日（木）14:00～15:00

場所：大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」2階

(2) 常任委員会

① 第1回常任委員会

日時：平成25年10月31日（木）15:15～16:00

場所：大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」2階

② 第2回常任委員会

平成25年度末を目途に開催

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会

1回程度開催

② 主会場選定専門委員会

4回程度開催

3 各種調査等の実施

- (1) 先催県の開催準備状況調査
- (2) 県内スポーツ施設状況調査
- (3) 競技団体への調査・照会

平成25年度収支予算（案）

（平成25年10月31日～平成26年3月31日）

1 収入の部

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	摘 要
負担金	1, 0 0 0	滋賀県負担金
合 計	1, 0 0 0	

2 支出の部

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	摘 要
事業費	6 0 5	常任委員会・専門委員会 の会議費
事務局費	3 9 5	旅費、消耗品等の事務局 運営費
合 計	1, 0 0 0	

総会から常任委員会への委任事項(案)

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第11条第4項第1号の方針を除く。）および計画の策定に関すること。
- 2 会場地市町および競技施設の選定に関すること。
- 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担区分に関すること。
- 4 競技施設等の整備に関すること。
- 5 大会実施競技の選定に関すること。
- 6 競技の企画および運営に関すること。
- 7 競技役員等の養成および編成に関すること。
- 8 広報および県民運動に関すること。
- 9 式典の企画および運営に関すること。
- 10 宿泊および衛生に関すること。
- 11 輸送および交通に関すること。
- 12 医療救護、警備および消防に関すること。
- 13 その他大会開催準備に関すること（会則第11条第4項第2号から第4号まで、第6号および第7号の事項を除く。）。

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 子ども・若者参画特別委員会設置規程（案）

（目的）

第1条 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第14条第2項の規定に基づき、子ども・若者ならではの視点または考えを第79回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催準備や県のスポーツ振興等に反映するため、子ども・若者参画特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 特別委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大会開催準備や県のスポーツ振興等に係る課題についての調査に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 特別委員会は、会長が委嘱した特別委員をもって構成する。

2 特別委員は、県内の子ども・若者から公募等により選任する。

（委任）

第4条 特別委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 月 日から施行する。

＜ 参 考 資 料 ＞

国体検討懇話会 検討結果報告書のあらまし

- 国民体育大会（国体）は国内最大のスポーツイベント。各府県の持ち回りで開催。
- 国体に関し、「地方の財政事情の悪化」「総合優勝のみを目的とする無理な強化策」などの問題が提起されている。
- 滋賀県では平成36年の開催を想定しなければならない状況。
- 平成24年度「国体検討懇話会」を設置、「時代の流れに沿った『滋賀らしい国体』のあり方」について検討を行った。

I 滋賀で国体を開催する「意義」について

国体開催は、滋賀に住む人びとの「暮らしの質」を高め、「絆」を深める契機となる。

「夢育て」

滋賀の次世代を担う子どもや若者たちが、
スポーツの意義や楽しさに触れ、夢を育てるきっかけとできる。

「スポーツの推進・健康育て」

あらゆる人びとがスポーツに親しみ、
生涯にわたり健康な生活を送るきっかけとできる。

「人育て」

スポーツを通じ、郷土を愛し、支えることのできる人材を育てることができる。

「地域育て」

未来の滋賀に有形・無形の資産を残すことで、
持続可能で活力ある地域社会の形成に資することができる。

「滋賀のファン育て」

全国から滋賀を訪れる多くの人に、滋賀の魅力を伝える絶好の機会とできる。

II 時代の流れに沿った「滋賀らしい国体」のあり方について ～滋賀で国体を開催する際に掲げるべき「目標」～

国体開催を契機に、滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会をつくる。

1 滋賀をスポーツで元気にする国体

健康づくり・スポーツ振興

- 少子高齢化社会を見据え、国体を県民の健康づくりに向けての行動の契機とし、活力ある地域社会の基盤を形成
- 滋賀のあらゆる人びとが、将来にわたりスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくり

2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者・女性が関与

- 自分たちが主役となる国体に、準備の早い段階から若者が関与できる機会を確保するとともに、世代間交流を促進
- 自ら進んで国体準備や開催に関わることで、心身ともにたくましく、思いやりの心を持った子どもを育成
- 女性の視点による国体準備や運営に配慮することを通じ、女性がよりスポーツに親しむことのできる環境づくり

3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

多様なひとの協働
大学・企業との連携

- 様々な立場のひと、多様な主体との連携など、滋賀の「人の力」を活かした国体開催と、開催を通じた協働社会の実現
- 各大学・県内企業の持つ、滋賀の「地と知の力」を活かした国体開催と、開催を通じた社会貢献の定着

4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

滋賀の魅力発信
・まちおこし

- 環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を、各地域の特性を活かしつつアピール
- 国体を契機に、国体準備や運営、「おもてなし」の経験を活かしビジネスを展開、地域経済を活性化

5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

新たな考え方による
競技力向上

- 競技力向上は、国体終了後に残る選手と指導者の好循環の形成が目的

6 滋賀の未来に負担を残さない国体

財政均衡のちとでの開催

- 大学や企業の施設も含めた既存施設の有効活用や大会運営の簡素・効率化を通じ、財政均衡のもとで開催
- 民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討、国体後も持続可能な施設を整備
- 環境にも配慮した、防災等多目的に使用できる施設を整備

Ⅲ 国体開催にあたっての課題と、対応の方向性について

目標の実現に向け、今後以下の方向性を踏まえ、具体的な方策検討を期待する。

1 県民参加

- | | |
|---------------|--|
| ①健康づくり | ○国体準備・開催の過程で、日常生活で取り組む運動等、健康づくり活動を推進 |
| ②スポーツの裾野の拡大 | ○スポーツに触れ、親しむ機会づくり ○デモンストレーションスポーツの充実
○普段スポーツをしない人が国体・スポーツに関心を持てる発信方法の検討 |
| ③子どもや若者、女性の参画 | ○準備の早い段階から、子どもや若者、女性の意見が反映できる機会を確保
○大学生等の力を借り、子どもたちがスポーツに触れ、国体について理解を深める機会づくり |
| ④多様な立場のひとの参画 | ○高齢者、障がい者等の参画による国体準備・施設整備 |
| ⑤幅広い県民の関与 | ○県民が、それぞれの立場で主体的に参画しやすい仕組みづくり
○早い時期から募金を募るなど、国体に対する県民の広範な支援を得られる仕組みづくり |

2 地域振興

- | | |
|------------|---|
| ①市町との連携・協力 | ○市町との連携協力による国体準備 ○早期に実施競技や会場地の検討に着手 |
| ②県内各地域での開催 | ○競技会場はできる限り県内に分散 |
| ③おもてなし・観光 | ○各地域の独自性が発揮できる「おもてなし」
○宿泊準備等の取り組みが、国体開催中や終了後のビジネスにつながるよう配慮 |

3 人の育成

- | | |
|----------------------|---|
| ①競技力向上・選手育成 | ○国体開催後も継続できる選手育成体制づくり ○県民が地元アスリートを支援できる手法の検討
○大学生等の力を借りたジュニア育成システムの検討 |
| ②指導者の育成
・セカンドキャリア | ○指導者、競技役員等育成計画の早期策定
○指導者が国体終了後も滋賀の地で、選手育成やスポーツ推進に携わる方策を検討 |
| ③総合優勝についての考え方 | ○総合優勝のみを目的とする一時的な強化策は取らず、選手・指導者の好循環につながる強化策のあり方を検討 |

4 施設の確保・競技運営

- | | |
|--------------------------|--|
| ①創意工夫のもとでの
施設の確保・競技運営 | ○大学や企業等、民間の施設も含めた県内既存施設の有効活用
○国体後も多くの人が利用できる多機能性を持つ施設を検討
○他府県との連携協力による施設や設備の共同調達・利用の検討
○選手の立場に立った競技運営、宿泊施設の確保 |
| ②環境への配慮 | ○自然エネルギー等の活用 ○環境負荷を極力少なくできるよう配慮 |
| ③施設整備を行う際の留意点 | ○広域防災拠点としての整備検討 ○「全国障害者スポーツ大会」も念頭に置いた施設改修や整備
○施設規模は慎重に検討、場合によっては仮設対応も検討 |
| ④民間活力の導入 | ○企業や団体の社会的貢献の場 ○民間活力による財政支出の抑制、地域経済活性化 |
| ⑤主会場確保と競技会場選定 | ○主会場確保について対応方針を早急に策定 ○各競技会場選定等の議論を早期に実施 |

5 その他

- | | |
|----------------|---|
| ○開催準備にあたっての留意点 | ○準備に要する期間を見定め、時期を逃さず準備に着手
○国体施設基準等の見直しや強力的な運用を、日体協等に要望
○地方制度改革等の動向に留意、柔軟に対応 |
|----------------|---|

- 「ジュニア部会」の取り組みを踏まえ、子どもや若者の主体的な関与が継続して得られる取り組みを期待。
- 滋賀で将来開催される国体を、全国に「新しい国体像」を発信できる、「滋賀らしさ」にあふれた魅力ある大会に。
- 他府県にはない施設面での課題に対応するためにも、すみやかな招致表明、特に主会場選定等準備が手が必要。

国民体育大会開催（予定）地

（1巡目）

（2巡目）

開催年	回数	ブロック	開催地	開催年	回数	地域	ブロック	開催地	備考
昭和21年	1	関西	近畿地区	昭和63年	43	中	近畿①	京都	
" 22年	2	中部	石川	平成1年	44	東		北海道	
" 23年	3	九州	福岡	" 2年	45	西		福岡	
" 24年	4	関東	東京	" 3年	46	中	北信越①	石川	
" 25年	5	中部	愛知	" 4年	47	東		山形	
" 26年	6	中国・四国	広島	" 5年	48	西		香川・徳島	
" 27年	7	北海道・東北	福島・宮城・山形	" 6年	49	中	東海①	愛知	
" 28年	8	中国・四国	徳島・香川・徳島・高知	" 7年	50	東		福島	
" 29年	9	北海道・東北	北海道	" 8年	51	西		広島	
" 30年	10	関東	神奈川	" 9年	52	中	近畿②	大阪	
" 31年	11	関西	兵庫	" 10年	53	東		神奈川	
" 32年	12	中部	静岡	" 11年	54	西		熊本	
" 33年	13	中部	富山	" 12年	55	中	北信越②	富山	
" 34年	14	関東	東京	" 13年	56	東		宮城	
" 35年	15	九州	熊本	" 14年	57	西		高知	
" 36年	16	北海道・東北	秋田	" 15年	58	中	東海②	静岡	
" 37年	17	中国・四国	岡山	" 16年	59	東		埼玉	
" 38年	18	中国・四国	山口	" 17年	60	西		岡山	
" 39年	19	中部	新潟	" 18年	61	中	近畿③	兵庫	
" 40年	20	東海	岐阜	" 19年	62	東		秋田	
" 41年	21	九州	大分	" 20年	63	西		大分	
" 42年	22	関東	埼玉	" 21年	64	中	北信越③	新潟	
" 43年	23	北信越	福井	" 22年	65	東		千葉	
" 44年	24	九州	長崎	" 23年	66	西		山口	
" 45年	25	東北	岩手	" 24年	67	中	東海③	岐阜	
" 46年	26	近畿	和歌山	" 25年	68	東		東京	
" 47年	27	九州	鹿児島	" 26年	69	西		長崎	決定
" 48年	特別	-	沖縄	" 27年	70	中	近畿④	和歌山	決定
" 48年	28	関東	千葉	" 28年	71	東		岩手	決定
" 49年	29	関東	茨城	" 29年	72	西		愛媛	内定
" 50年	30	東海	三重	" 30年	73	中	北信越④	福井	内定
" 51年	31	九州	佐賀	" 31年	74	東		茨城	内々定（開催申請書提出順序了解）
" 52年	32	東北	青森	" 32年	75	西		鹿児島	内々定（"）
" 53年	33	北信越	長野	" 33年	76	中	東海④	三重	内々定（"）
" 54年	34	九州	宮崎	" 34年	77	東		栃木	内々定（"）
" 55年	35	関東	栃木	" 35年	78	西			
" 56年	36	近畿	滋賀	" 36年	79	中	近畿⑤	滋賀	内々定（"）
" 57年	37	中国	島根	" 37年	80	東			
" 58年	38	関東	群馬	" 38年	81	西			
" 59年	39	近畿	奈良	" 39年	82	中	北信越⑤		
" 60年	40	中国	鳥取	" 40年	83	東			
" 61年	41	関東	山梨	" 41年	84	西			
" 62年	42	九州	沖縄	" 42年	85	中	近畿⑥		

※大会開催の地域区分と順序（日本体育協会「国民体育大会開催基準要項」より）

- （1）大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- （2）東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

*アンダーラインは2巡目終了、もしくは内定（内々定）

※近畿ブロック内輪番（京都 — 大阪 — 兵庫 — 和歌山 — 滋賀 — 奈良）

1巡目	S21	S21	S31	S46	S56	S59
2巡目	S63	H9	H18	H27	H36	

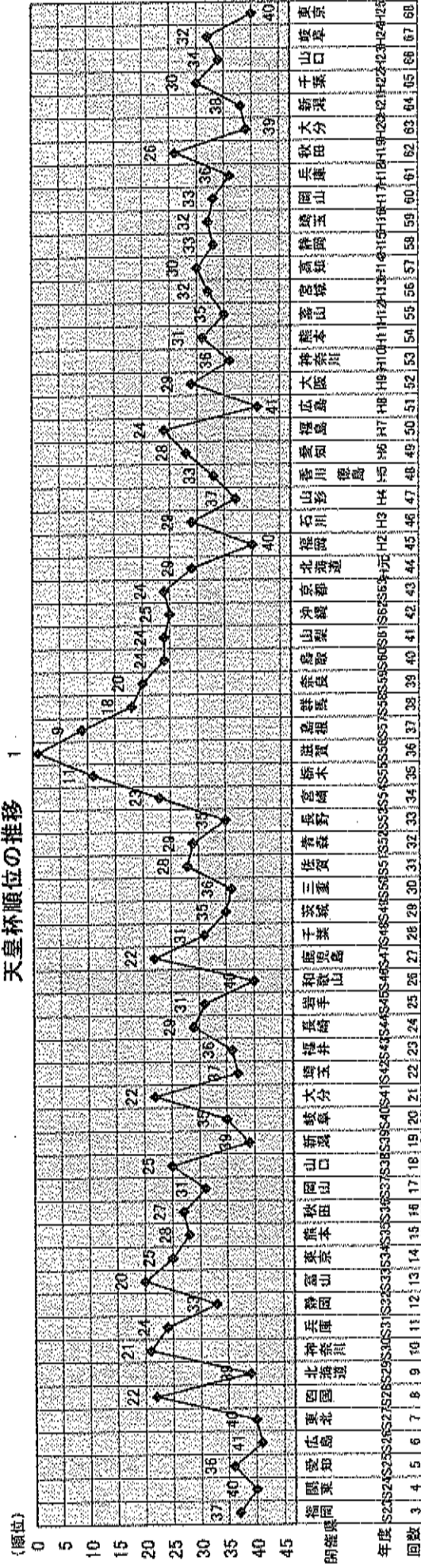
国民体育大会における滋賀県の順位 (天皇杯・皇后杯)

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
年	S21	S22	S23	S24	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43
開催県	京阪神	石川	福岡	関東	愛知	広島	北海道	神奈川	兵庫	静岡	富山	東京	秋田	岡山	山口	新潟	岐阜	大分	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉
天皇杯順位	—	—	37	40	36	41	40	22	39	21	24	33	20	25	28	27	31	25	39	35	22	37	36

回	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
年	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	S64	S65	S66
開催県	長崎	岩手	和歌山	鹿児島	千葉	茨城	茨城	佐賀	青森	長野	宮崎	栃木	滋賀	島根	群馬	奈良	鳥取	山梨	沖縄	京都	北海道	福岡	石川
天皇杯順位	29	31	40	22	31	35	36	28	29	35	23	11	—	9	18	20	24	24	25	24	29	40	29
得点	—	—	—	14.0	8.5	7.0	41.0	48.5	51.5	43.5	64.5	95.6	357.51	115.0	79.62	82.37	70.25	67.0	66.5	898.5	799.0	709.5	813.0
皇后杯順位	—	—	—	24	34	42	42	29	29	23	25	19	1	10	23	13	25	21	20	23	29	44	30
得点	—	—	—	9.5	3	0.16	17.0	27.83	29.5	35.0	30.92	42.0	174.0	64.0	41.75	55.5	42.0	43.0	45.42	378.0	372.5	306.5	388.0

回	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
年	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
開催県	山形	香川	愛知	福岡	広島	大阪	神奈川	熊本	富山	宮城	高知	静岡	埼玉	岡山	兵庫	秋田	大分	新潟	千葉	山口	岐阜	東京
天皇杯順位	37	33	28	24	41	29	36	31	35	32	30	33	32	33	36	26	39	38	30	34	32	40
得点	743.0	770.0	799.5	888.5	693.42	819.5	733.5	781.5	803.0	815.0	854.5	823.0	874.5	852.5	797.5	903.5	770.5	758.0	866.0	825.0	819.0	763.8
皇后杯順位	30	30	29	19	36	27	38	35	36	30	29	36	37	27	28	21	31	31	27	29	29	28
得点	383.0	394.0	393.5	473.5	372.0	426.0	360.5	398.0	420.0	447.5	468.5	411.5	415.0	485.5	455.5	520.5	473.0	490.0	476.0	469.0	466.0	477.0

天皇杯順位の推移



第36回国民体育大会(びわこ国体)の概要

スローガン：水と緑にあふれる若さ

- 1 開催期日 夏季大会：昭和56年 9月13日～16日
秋季大会：昭和56年10月13日～18日
- 2 参加者数 監督・選手： 22,540人
本部役員： 1,257人

3 開・閉会式

		夏季大会	秋季大会
開 会 式	期 日	昭和56年9月13日	昭和56年10月13日
	会 場	県立彦根総合運動場スイミングセンター	大津市皇子山総合運動公園陸上競技場
閉 会 式	期 日	昭和56年9月16日	昭和56年10月18日
	会 場	県立彦根総合運動場スイミングセンター	大津市皇子山総合運動公園陸上競技場

4 競技会場一覧

競 技	会 場	競 技	会 場
水泳(競泳、飛込)	県立彦根総合運動場スイミングセンター	軟式庭球	長浜市民庭球場
水泳(水球)	長浜市民プール	卓球	草津市総合体育館
漕艇	県立琵琶湖漕艇場	軟式野球	近江八幡市立運動公園野球場
ヨット	際川ヨットハーバー		県立八幡商業高校第2グラウンド
陸上競技	大津市皇子山総合運動公園陸上競技場		守山市民運動公園野球場
	甲西町町民グラウンド陸上競技場		県立守山高高校グラウンド
	甲西町野洲川運動公園	相撲	日野農村教養文化体育館
	水口スポーツの森サッカー競技場	馬術	日本中央競馬会栗東トレーニングセンター栗馬苑
サッカー	水口スポーツの森野球場	柔道	伊香体育館
	県立水口高校グラウンド	ソフトボール	長山公園グラウンド
	県立水口東高校グラウンド		県立八日市高校グラウンド
	県立彦根総合運動場庭球場		市立聖徳中学校グラウンド
テニス	彦根市金亀公園庭球場		草津市野村運動公園グラウンド
ホッケー	伊吹町民グラウンド	フェンシング	県立草津高校グラウンド
	県立伊吹運動場		市立松原中学校グラウンド
ボクシング	能登川町民スポーツセンター	バドミントン	五個荘町民体育館
バレーボール	守山市民運動公園体育館	弓道	町立五個荘中学校体育館
	守山市民運動公園トレーニングセンター		大津市皇子山公園体育館
	市立守山中学校体育館	ライフル射撃	県立長浜高校弓道場
	近江八幡市立運動公園体育館		県立長浜高校グラウンド特設射場
体操	近江八幡市民体育館		県立ライフル射撃場(ARSBAP)
	県立八幡商業高校体育館		県警察射撃場(OP)
バスケットボール	栗東町民体育館	剣道	県立堅田高校体育館(BR)
	県立体育館		町立今津中学校体育館
	県立膳所高校体育館	ラグビーフットボール	県希望が丘文化公園陸上競技場
	県立大津高校体育館		県希望が丘文化公園球技場
	県立石山高校体育館	山岳	県希望が丘文化公園芝生ラウンド
	市立栗津中学校体育館		登はん競技場：楊梅滝周辺
レスリング	新日本電気(株)体育館		踏査競技場：高島踏査会場
	㈱滋賀銀行体育館		朽木踏査会場
ウエイトリフティング	甲賀町公園体育館	空手道	縦走競技場：比良山系
	滋賀勤労身体障害者体育館		湖東町民体育館
ハンドボール	安曇川町総合体育館	アーチェリー	秦荘町民スポーツセンターグラウンド
	県立安曇川高校体育館	銃剣道	今津勤労者体育センター
自転車	県立彦根工業高校グラウンド	クレー射撃	信楽国際総合射撃場
	県立彦根工業高校体育館	公開競技	高校野球(硬式) 大津市皇子山総合運動公園野球場
	彦根市民体育センター		高校野球(軟式) 県立彦根総合運動場野球場
	大津びわこ競輪場	カヌー	びわこモーターボート競走場
	1市5町周回ロードコース		瀬田川特設カヌー場

5 総合成績

種別	順位	得点	優勝種目数	備考
男女総合(天皇杯)	1位	357.51	16	2位東京、3位大阪、4位福岡
女子総合(皇后杯)	1位	174	6	2位東京、3位大阪、4位福岡

(出典：「第36回国民体育大会報告書」)

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。

2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。

3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、細則第1項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会:12月～2月末日

② 本大会:9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

- 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会:5日間以内

② 本大会:11日間以内

- 3) 大会の会期は開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

- 4) 開催県内では、大会期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

- 1) 大会の実施対象競技は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

- 2) 大会の実施対象競技及び参加人員等は、第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

- 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

- 2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める国民体育大会施設基準による。

- 3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日体協及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(51頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

9 ドーピング防止活動の実施

大会におけるドーピング防止活動(ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本ドーピング防止規程」及び別に定める「国民体育大会ドーピング防止活動に関するガイドライン」(52頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15頁)に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(21頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(22頁)により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
 - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
 - 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
 - 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(56頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(57頁)により授与する。
 - (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都 道 府 県 名
東	北海道	北海道
	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四 国	香川、徳島、愛媛、高知
	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の申請

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育協会等(以下「都道府県体協等」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出する。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。

14 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議して大会開催地を内定及び決定する。
- (2) 大会開催地の内定は、大会開催年の5年前の年の、決定は3年前の年の、それぞれの9月末日までとする。

15 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

16 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民体育大会マーク(図形)
 - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)

- 5) 競技別シルエット(図形)
- 6) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に係るマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(58 頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(61 頁)によるものとする。
 - 1) 参加章
 - 2) 記念章
 - 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
 - 4) 看板等
 - ①板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
 - 5) ホームページ
 - 6) その他国体に係る製作物等

17 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催する。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
 - 4) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。
- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催する。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

18 大会参加章

- (1) 第8項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

19 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開会式及び総合閉会式として、開催県が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式	開会宣言
	国旗掲揚
	大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚
	開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
	天皇杯・皇后杯返還
	大会会長あいさつ
	文部科学大臣あいさつ
	天皇陛下お言葉
	炬火点火
	選手代表宣誓
総合閉会式	成績発表
	表彰状授与
	天皇杯・皇后杯授与
	大会会長あいさつ
	開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
	大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納
	国旗降納
	炬火納火
	国体旗引継
	次期開催県旗掲揚
	閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- (5) 競技会終了後の表彰式は細則第7項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

20 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。

21 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

22 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会 長	日体協会長
副 会 長	日体協副会長・専務理事、文部科学省スポーツ・青少年局長、開催県知事、開催県体育協会会長
顧問	日体協顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協等会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省官房長、開催県選出・参両院議員、開催県議会議長・教育委員長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ振興審議会会長
参 与	文部科学省大臣官房審議官(スポーツ・青少年局)・スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長・スポーツ振興課長、開催県議会議員・副知事・教育委員・教育長・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育協会副会長・顧問・参与
委 員 長	日体協国体担当理事
副委員長	日体協事務局長、文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日体協国体委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育主管課長
委 員	日体協国体競技運営部会委員・事務局担当者、文部科学省スポーツ・青少年局担当官、開催県体育協会専務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

- (2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育委員長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・教育長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

- (3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

23 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

24 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
- ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。
- ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

25 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技及び公開競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第8項で定める。

26 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

27 大会参加負担金

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、負担金を納入する。
- (2) 負担金の額は、日体協で定める。
- (3) 負担金は、日体協に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

28 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、すべての会場に入場することができる。

29 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第9項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

30 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。
- (3) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (4) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。

31 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

32 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県(会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

33 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、発行、徴収することができる。

34 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡(2畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県と協議の上、日体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

35 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

36 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(74頁)に基づき行うものとする。

37 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

38 国民スポーツ振興事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が実施するキャンペーン事業の推進に協力しなければならない。

39 企業協賛

- (1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(71 頁)に基づくものとする。

40 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日体協及び都道府県体協等は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

41 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

昭和 30 年	12 月	4 日	第 1 次改訂	平成 15 年	8 月	19 日	第 26 次改訂
昭和 32 年	10 月	25 日	第 2 次改訂	平成 17 年	6 月	16 日	第 27 次改訂
昭和 37 年	3 月	1 日	第 3 次改訂	(改訂内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)			
昭和 41 年	3 月	29 日	第 4 次改訂	平成 17 年	12 月	22 日	第 28 次改訂
昭和 48 年	7 月	10 日	第 5 次改訂	(10 項(2)は第 63 回大会から改訂し適用)			
昭和 51 年	6 月	2 日	第 6 次改訂	平成 18 年	3 月	9 日	第 29 次改訂
昭和 52 年	7 月	13 日	第 7 次改訂	(7 項(5)は第 63 回大会から適用)			
昭和 54 年	5 月	9 日	第 8 次改訂	平成 19 年	3 月	7 日	第 30 次改訂
昭和 55 年	1 月	23 日	第 9 次改訂	平成 19 年	7 月	1 日	第 31 次改訂
昭和 55 年	9 月	9 日	第 10 次改訂	平成 20 年	12 月	17 日	第 32 次改訂
昭和 58 年	12 月	7 日	第 11 次改訂	平成 22 年	3 月	17 日	第 33 次改訂
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)				(改訂内容は第 70 回大会から適用)			
昭和 63 年	7 月	13 日	第 12 次改訂	平成 22 年	6 月	18 日	第 34 次改訂
昭和 63 年	8 月	24 日	第 13 次改訂	平成 22 年	12 月	16 日	第 35 次改訂
平成 元年	8 月	15 日	第 14 次改訂	(39 項は第 69 回本大会から適用)			
平成 5 年	6 月	8 日	第 15 次改訂	平成 23 年	3 月	25 日	第 36 次改訂
平成 5 年	6 月	29 日	第 16 次改訂	平成 23 年	4 月	1 日	第 37 次改訂
平成 6 年	5 月	10 日	第 17 次改訂	平成 23 年	6 月	24 日	第 38 次改訂
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)				平成 23 年	8 月	25 日	第 39 次改訂
平成 6 年	7 月	5 日	第 18 次改訂	平成 23 年	12 月	15 日	第 40 次改訂
平成 10 年	6 月	17 日	第 19 次改訂	平成 24 年	6 月	21 日	第 41 次改訂
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)				平成 24 年	12 月	20 日	第 42 次改訂
平成 11 年	6 月	16 日	第 20 次改訂	平成 25 年	3 月	7 日	第 43 次改訂
平成 11 年	9 月	7 日	第 21 次改訂	平成 25 年	6 月	21 日	第 44 次改訂
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)							
平成 13 年	1 月	6 日	第 22 次改訂				
平成 13 年	3 月	14 日	第 23 次改訂				
平成 14 年	7 月	2 日	第 24 次改訂				
平成 15 年	4 月	25 日	第 25 次改訂				

国民体育大会における実施競技区分の概念図

競技区分		所 属	競技形式	会 期	成 績
〔天皇杯・皇后杯 成績対象競技〕 正式競技	毎年実施競技	日体協加盟 (準加盟除く)	都道府県対抗	大会会期内	天皇杯・皇后杯 成績対象 〔但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対 〕
	隔年実施競技				
	開催地選択競技 ※第74回～第77回 大会は休止				
公開競技		開催都道府県 体協加盟・認定	中央競技団体の 考え方による	大会会期前・内	天皇杯・皇后杯 成績対象外
デモンストラーションスポーツ			開催県の 考え方による		

[補足]

各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。

全国障害者スポーツ大会の概要

1 目 的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主 催

全国大会の主催者は、厚生労働省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村とし、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

3 大会開催の基本方針

- (1) 全国大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 全国大会は、毎年実施される国民体育大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 全国大会における競技運営は、公益財団法人日本体育協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 全国大会における実施競技・種目は別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下「競技規則」という。）による。
- (5) 全国大会における競技施設は、原則として、国民体育大会（本大会）の会場を使用する。

4 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決定する。

5 実施競技

実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

【参考】「スポーツ祭東京2013」で実施された主な競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットベースボール、

<事 務 局>

滋賀県教育委員会事務局 スポーツ健康課国体準備室

〒520-0807 大津市松本1-2-1 大津合同庁舎 6 F

T E L : 077-528-4622

F A X : 077-528-4966

E-mail: kokutai@pref.shiga.lg.jp